

令和7年度 都市における木材需要の拡大事業



木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

都市部での木材需要の拡大に向けた木質耐火部材等、JAS構造材、
内装の木質化、木製サッシの普及・実証の取組を支援します

※本資料において、令和6年度事業からの変更点は青字、
重要と思われる記載については赤字で記載しています。

事業の趣旨、概要

事業の趣旨

我が国の森林が人工林を主体に利用期を迎えている中、この豊富な森林資源を活かして木材需要の拡大及びそれによる林業・木材産業の成長産業化を図っていくことが重要であり、これに向けて、**これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野**において**木材利用を高めるための取組**を進めていくことが必要です。

このため、**木質耐火部材等**を利用した**耐火・準耐火建築物等の建築**、表示された品質や性能に基づく構造計算に対応可能な**木材製品の利用**、**内装への木材製品の活用**、**木製サッシの導入**等により都市部を中心とした木材需要の拡大を図ります。

事業概要

建築事業者等が、都市部での木材需要の拡大に向けて、地域の先例となる建築物の構造部分等に**木質耐火部材等**を利用すること、非住宅建築物等において類似例の拡大が期待できる建築物の構造部分等に**JAS構造材（機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材（乾燥処理したもの）、2×4工法構造用製材、CLT、構造用集成材、構造用LVL、構造用合板、構造用パネル、保存処理材）**を利用すること、建築物の利用者の目に触れやすく木材利用の普及効果の高い**内装部材に木材製品を利用**すること、非木質系資材が太宗を占める窓のサッシの木質化を推進するため先導的な事例となる**木製サッシを導入**することを通じて、設計、調達、施工時等における木材製品の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただきます。

事業の構成

都市木利用拡大宣言

利用拡大宣言

都市における木材需要拡大に向けた
利用拡大の宣言

都市木材需要拡大事業

利用宣言で 登録された施工者 による実証

非住宅建築物等において、耐火・準耐火建築物、JAS
構造材、内装材、木製サッシの実証事業を支援

都市の木材需要の拡大に積極的な企業を

『見える化』

することで、都市の木質化の機運を醸成

これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野
で木材製品を実際に使っていただき、木材製品の品質、
性能、特性を感じていただくことで、これらの分野で
『**木材製品を継続的に利用**』していただける方を増やす
とともに、これらに係る課題を抽出する

都市木利用拡大宣言

宣言事業の募集概要

■対象者

木造建築物の施工関係者（施主、設計者、施工者、木材関連事業者）
（法人単位での登録となります）

■申請を行う場合の留意点

都市木材需要拡大事業の申請には、事業申請年度を初年度とする宣言事業の3か年目標について各年の目標が必須となります。

■提出する資料

- ・都市木利用拡大宣言登録申請書（宣言様式1）
- ・誓約書（宣言様式2）
- ・提出企業の概要がわかる資料（履歴事項全部証明書、会社概要、パンフレットなど）

■募集期限

2025年5月26日（月）～2026年3月19日（木）17時全木連必着

■提出先

〒107-0052

東京都港区赤坂2-12-13 UHA 味覚糖赤坂ビル3F

一般社団法人 全国木材組合連合会 都市木材需要拡大事業事務局

1 登録申請書

(宣言様式1)

令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言 登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：

すでに登録済みの方は
「C」からはじまる宣
言No.を記入

☐ 新規申請	☐ 登録内容変更・目標の更新 ※宣言No.を右に記入
-------------------------------	--

宣言

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組み、以下の3
か年目標の実施に向けて努力することとします。

3か年目標

1年目〈令和 年度〉

2年目〈令和 年度〉

3年目〈令和 年度〉

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置する
ホームページ (<https://www.toshinokuzai.jp>) で、当社の連絡先等が公
開されることを了解します。

※7. 都市における木材需要の拡大事業

1. 宣言事業申請書

◇ 宣言文について

都市部や非住宅分野において木材利用を拡大することがイメージできるキャッチコピーを
作成してください。

・例1 (工務店の場合)

「耐火・準耐火の木造建築の施工倍増！」(木質耐火部材等の例)

「JAS構造材で都市の木造化推進!!」(JAS構造材の例)

「木に包まれた快適空間の創造！」(内装材の例)

「木の窓一番！」(木製サッシの例)

・例2 (設計・デザイン事務所の場合)

「技術で拓く木造耐火建築！」(木質耐火部材等の例)

「JAS構造材で信頼の建築を支えます！」(JAS構造材の例)

「木のぬくもりを感じる空間づくりはお任せください」(内装材の例)

「木の窓で開く新しい未来！」(木製サッシの例)

・例3 (製材工場の場合)

「大断面の製材なら〇〇製材(株)！」(木質耐火部材等の例)

「無垢内装材のことならおまかせください」(内装材の例)

・例4 (木材流通業者の場合)

「準耐火木造建築の資材のことなら△△木材商店！」(木質耐火部材等の例)

「内装用の木材なら何でもそろえます！」(内装材の例)

・例5 (発注者の場合)

「準耐火木造建築を推進します！」(木質耐火部材等の例)

◇ 目標について

3か年の目標を年度毎に明記してください。

目標の内容は申請者自身の業態に合わせて、具体的且つ現実的な目標数値を設定して下さい。

供給事業者と利用事業者の両方で登録する場合は、利用としての目標は必ず設定して下さい。

・例1：木造準耐火建築物を6棟建設します。

・例2：JAS構造材の年間使用量を30%アップします。

・例3：年間5棟以上の内装木質化に取り組みます。

・例4：JAS製品の供給を15%アップします。

・例5：内装材生産量、年間〇〇㎡にチャレンジします。

・例6：木造ビルを3棟以上発注します。

2 登録申請書－付表

2. 付表

申請する事業者の企業情報を明記してください。

◇ 基本情報は必ず明記してください。

- 「事業者名」
- 「代表者名」
- 「住所（郵便番号を含む）」
- 「連絡先電話番号・FAX番号」
- 「申請担当」情報は宣言事業の担当者
- 「申請担当」に宣言結果通知書がメールで届きます。

◇ 申請する事業者の事業の業態で記載欄が異なります。

- 「2-1.都市木利用拡大供給事業者企業情報」又は、
- 「2-2.都市木利用拡大利用事業者企業情報」を選択して明記して下さい。

	業態
2-1. 供給事業者	生産（製材等）
	加工（プレカット等）
	流通（木材市場、問屋、小売等）
2-2. 利用事業者	建築物の発注
	建築設計
	施工等

事業が両方に当てはまる場合は、両方の企業情報の□に☑を入れ、2-1.の記載事項を埋めていただき、2-2.の業種欄の該当する項目に☑を入れてください。

（宣言様式1）
都市木利用拡大宣言事業者 登録申請書（付表）

1. 基本情報（必須）

事業者名			
代表者名			
住所	〒 - -		
連絡先	TEL: - -	FAX: - -	
申請担当			
連絡先	TEL: - -	FAX: - -	
	E-Mail: - -		

2-1. 都市木利用拡大供給事業者企業情報 □
※木材製品の生産・加工・流通等に携わる方は上の□に☑を入れ、こちらにご記入ください。

担当するまたは担当部署	☑	ホームページに掲載する担当者
連絡先	TEL: - -	
	E-Mail: - -	
業種（選択）	☐製材業 ☐木材市価業 ☐流通業 ☐プレカット業 ☐その他（ ）	
主に取扱っている都市木材 （製品・部材等）	☐木質固大部材（断大部材の種別） ☐断材等部材分譲用部材（JAS） ☐断材等部材分譲用部材（JAS） ☐断材等部材分譲用部材（JAS） ☐LVL（JAS） ☐CLT（JAS） ☐内装材 ☐木製窓（サッシ）	
対応地域	☐	
対応可能地域（県）注2	☐	
合資木材供給事業者	☐ 登録No. - -	
CV法の登録木材関連事業者	☐ 登録No. - -	
森林認証制度（FSC）認定取得者	☐ 登録No. - -	
その他 FSC	☐	

登録がある場合は記入して下さい

2-2. 都市木利用拡大利用事業者企業情報 □
※木材製品を利用し、建築、内装等に携わる方は上の□に☑を入れ、こちらにご記入ください。

担当するまたは担当部署	☑	ホームページに掲載する担当者
連絡先	TEL: - -	
	E-Mail: - -	
業種（選択）	☐建築物発注者 ☐設計者 ☐施工者 ☐その他（ ）	

※2.都市における木材需要の拡大事業

2 登録申請書－付表

(宣言様式1)

主に利用する都市木材調製品 大断面調製木材製品等(張込適 用可)	☐ 木質耐火部材(耐火部材の種類: ☐ 橋脚等区分構造用部材(JAS) ☐ 枠組壁工法構造用部材(JAS) ☐ 構造用集成材(JAS) ☐ LVL(JAS) ☐ CLT(JAS) ☐ 内装材 ☐ 木製窓(サッシ)
対応可能地域(県単位)	◇
CF法の登録木材調製事業者	◇ 登録No. 登録がある場合は記入して下さい
森林認証制度CoC認定取得者	◇ 登録No.
その他PR	◇

(注1) 当該の項目については本事業のホームページに掲載します。

(注2) 対応可能地域は県を記入していただくか、全国と記載して下さい。

附2_都市における木材需要の拡大事業

3 掲示用文書様式

(宣言様式 4)

都市木利用拡大宣言

登 録 年 月 日:令和 年 月 日

宣言事業者 No.:

住 所:

会 社 名:

代表者名:

宣言

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組み、
以下の3か年目標の実施に向けて努力することとします。

3か年目標

1年目 (令和 年度)

2年目 (令和 年度)

3年目 (令和 年度)

◇ 登録の通知が届いたら、宣言事業者番号、
宣言内容、目標を記入し、自社のホームペー
ジに掲載、又は印刷して事務所に掲示してく
ださい。

都市木材需要拡大事業

令和7年度都市における木材需要の拡大事業

応募の留意点（公募要領 第11、15関係）

- 1 第6の(1)木質耐火部材等の区分については、**公募を開始した日以降に工事に着工しているものについて助成対象**となります。
- 2 第6の(2)JAS構造材、(3)内装材又は(4)木製サッシの区分については、**公募を開始した日以降に調達が行われた木材製品の調達費が助成対象**となります。
- 3 ただし、**事前の見積書・発注書に木質耐火部材等・JAS構造材・内装材・木製サッシとその種類が明確でない場合は助成対象外**となりますので、ご注意ください。
- 4 また、上記1、2において、**事業採択通知書（様式3号）の日付前に助成対象の建て方完了した物件の木材は助成対象外**とします。

1. 助成対象の木材製品の利用(第6関係)

都市における木材需要の拡大事業(以下「都市木材需要拡大事業」といいます。)において助成対象となる木材製品の利用は、以下の4つの利用を対象とします。

1. 木質耐火部材等

- ・耐火・準耐火性能等が求められる木造又は木造とそれ以外の構造との混構造の建築物の新築、増築、改築における木質耐火部材等（燃えしろ、耐火被覆）の利用

2. JAS構造材

- ・木造又は木造とそれ以外の混構造の建築物の新築、増築、改築において、指定する構造部に対するJAS構造材*の利用

3. 内装材

- ・耐火・準耐火性能等が求められる建築物の新築、増改築、修繕等において、壁、天井、床の仕上げの表面への木材製品の利用

4. 木製サッシ

- ・建築物の新築、増改築、修繕等における木製サッシの利用

* JAS構造材：構造用製材（目視等級区分構造用製材については乾燥処理を施した表示が付されたものに限る）、2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用LVL、CLT、保存処理材（JAS認証の保存処理をしたものに限る。）、構造用合板、構造用パネルをいう。

事業の組み合わせの可否について

組み合わせ	可否	備 考
1 木質耐火部材等 + 2 JAS構造材	×	公募要領第 7 の 2
1 木質耐火部材等 + 3 内装材	○	公募要領第 7
1 木質耐火部材等 + 4 木製サッシ	○	公募要領第 7
1 木質耐火部材等 + 3 内装材 + 4 木製サッシ	○	公募要領第 7
2 JAS構造材 + 3 内装材	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第 5 の(7)
2 JAS構造材 + 4 木製サッシ	○	公募要領第 7
2 JAS構造材 + 3 内装材 + 4 木製サッシ	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第 5 の(7)
3 内装材 + 4 木製サッシ	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第 5 の(7)

2. 申請者の要件（第4関係）

都市木材需要拡大事業に申請できるのは、都市木材需要拡大事業の対象物件の建設業者であり、以下の条件を**全て**満たした**施工者**とします

1. **都市木利用拡大宣言事業の登録者（利用事業者登録している者）**であって、都市木材需要拡大事業申請年度を初年度とする**3か年目標を有する者**であること。
※新規登録、更新手続きには数日間必要となる場合もあるので事前に手続きを済ませてください。
（宣言の登録申請と事業申請は同時にできません。）
2. **木材SCM支援システム「もりんく」（<https://molink.jp/>）に事業者登録していること。**
※新規登録、更新手続きには数日間必要となる場合もあるので事前に手続きを済ませてください。
3. 事業を行う意思・計画を有し、的確に**実施できる能力**を有すること。
4. 経理その他の**事務の管理体制、処理能力**を有すること。
5. 公正取引委員会から**排除措置命令等**を受けていないこと。
6. 建設業法の**建設業者**であり、申請に係る工事に必要な**建設業法の許可を受けた法人格を有する事業者**であること。（許可不要な工事においてはこの限りでない）

2. 申請者の要件（第4関係）

7. 自ら又は経営者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者またはその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者でないこと。
8. 過去3か年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において補助金の返還命令を受けた者でないこと。
9. (1) 木質耐火部材等又は(2) JAS構造材の区分では建築確認申請等(建築工事届は含まない)で**施工者**と確認できる者、又は**その事業者から**本事業を申請する権利を**委譲された者**であること。
10. (2) JAS構造材の区分では「**建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン**」(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>) による**炭素貯蔵量の算定**（林野庁ホームページに掲載されている計算シートを活用して作成した計算結果）又は、**建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定**を行う者であること。

2. 申請者の要件（第4関係）

11. 申請（物件）数が**3棟以上**の事業者は、

（1）**クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者**であること。

（2）**上記（1）に加え、次のいずれかの要件を満たすものであること。**

- ① 山元の素材生産事業者等と安定供給協定等を締結した**JAS構造材生産施設を有する都市木宣言事業者と共同申請する者**であること。
- ② 「**脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律**」に基づく**協定締結者**であること。
- ③ 建築物木材利用促進協定を締結した**都市木宣言事業者である建築主との共同申請する者**であること。
- ④ 申請者が発注した者が「もりんく」への事業者登録及び「もりんく」への「JAS等構造材」に製品登録をしている者であること。
- ⑤ （2）JAS構造材以外の区分では「**建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン**」（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>）による**炭素貯蔵量の算定**又は、**建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定**を行う者であること。（林野庁ホームページに掲載されている計算シートを活用して作成した計算結果）

12. **4階未満の低層共同住宅等を対象物件として申請しようとする者**にあっては、申請の対象となる物件が**1棟以内**であり、かつ、**同一年度内に他の低層共同住宅等について本事業による助成を受ける予定がないこと。**

3. 助成対象建築物の要件（第5関係）

都市木材需要拡大事業の対象とすることができる建築物（**仮設建築物は除く**）は**建築確認申請等を提出**し（修繕等は除く。）、以下の条件を全て満たした物件とします（内装材、木製サッシの利用のみの場合も含む）

1. 建築主が国でないもの
2. 3階以下の居住専用住宅、事業用併用住宅を**除く**建築物で、用途区分による対照表（事業のホームページに掲載）に掲げるもの
※第6の利用の区分のうち（2）JAS構造材の区分の物件については、用途番号08010及び08060は4階建て以上、08020～08050はすべてについて、国産木材活用住宅ラベル（<https://kokusanmokuzai.jp/>）を表示するものに限る。（P42「国産木材活用住宅ラベルの写し」参照）
3. 建築物において基礎より上部の助成対象部分において**本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていない**もの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く）が含まれていないことを補助事業実施機関の資料により確認できる場合はこの限りでない。
4. 反社会的勢力が整備又は所有するものでないこと
5. （1）木質耐火部材等及び（2）JAS構造材の区分では、新築、増築、改築する部分の床面積の合計（非木造部分を除く）が**10㎡を超える**ものであること
6. （3）内装材の区分では、内装材利用面積が**10㎡を超える**ものであるもの

3. 助成対象建築物の要件（第5関係）

7. (1) 木質耐火部材等及び(3)内装材の区分では、**耐火・準耐火性能等が求められる建築物**又は**これらと同等の性能を有する建築物**であること
8. (2) JAS構造材の区分を対象とする物件は、指定するJAS構造材が指定する構造部の部材に使用される**建築物**であること。（P19「別表 指定するJAS構造材の種類ごとの指定する構造部」を参照）
9. 低層住宅については、延床面積**300㎡**以下かつ2階建て以下の場合は助成対象外。（P20「助成対象の建築物」を参照）
10. (2) JAS構造材の区分の対象とする物件は、**建築確認申請等※**において、**構造計算を行ったことが確認できるものであること。**

※建築確認申請等には次が含まれます。

- ①建築基準法第6条第1項の規定に基づく、建築主事等に確認を受けるための申請
- ②建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく、指定検査機関に確認を受けるための申請
- ③建築基準法第18条の2第1項の規定に基づく、都道府県等が建築主であって、都道府県知事等が行う建築主事等への通知

別表 指定するJAS構造材の種類ごとの指定する構造部

JAS構造材の種類	指定する構造部	備 考
(1) 構造用製材	構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	目視等級区分構造用製材については乾燥処理を施した表示が付されたものに限る
(2) 2×4工法構造用製材 (たて継ぎ材を含む)	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(3) 構造用集成材	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(4) 構造用LVL	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(5) 保存処理材	構造耐力上主要な部分の土台等	JAS認証の保存処理が施されたものに限る
(6) CLT	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(7) 構造用合板	上記(1)～(6)が使用された助成対象階での使用を対象	
(8) 構造用パネル	上記(1)～(6)が使用された助成対象階での使用を対象	

助成対象の建築物

建築物の建築階数、建築確認申請の用途区分を確認してください

別表 建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途番号	建築物の階数		
		4階以上	4階未満	
一戸建ての住宅	08010	○	×	※2
長屋	08020	○	△	※1、2
共同住宅	08030	○	△	※1、2
寄宿舍	08040	○	△	※1、2
下宿	08050	○	△	※1、2
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	○	×	※2
博物館、美術館その他これらに類するもの	08150	○	○	
美術館その他これらに類するもの	08152	○	○	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	×	×	※3
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08250	○	○	
保育所その他これらに類するもの	08180	○	○	
建築基準法施行令第130条の1に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	○	○	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	△	△	※4
工場（自動車修理工場を除く。）	08340	○	○	
倉庫	08350	○	○	
キャバレー、カフェ、バー又はバー	08580	○	○	
ダンスホール	08590	○	○	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	×	×	※3
卸売市場	08610	○	○	
小売店、食品店、酒類店、タバコ店、パン屋、菓子店、肉店、魚店、果物店、その他これらに類するもの（当該の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650	○	○	
その他	08990	△	△	※5

※1 4階未満については、延床面積300㎡超又は3階建てについては、宣言事業者ごとに1件に限り対象とします。

※2 国産木材活用住宅ラベルを表示するものに限る。（JAS構造材のみ）

※3 本事業の対象としません。

※4 国の施設は対象としません。

※5 個別に相談して下さい。

※6 仮設建築物は本事業の対象としません。

用途区分による対照表については、事業のホームページに掲載しています。

※特に注意すべき項目について左記のとおり抜粋しました。

■ 建築確認申請での用途区分が「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舍」又は「下宿」の場合の制限

※ 延べ床面積300㎡以下かつ2階建て以下の場合には助成対象外。

※ 延べ床面積300㎡超え又は3階建ての場合は、一者当たり1件まで申請可能。

「共同住宅」等の階数	延べ床面積300㎡以下	延べ床面積300㎡超え
4階建て以上	○	○
3階建て	1件のみ○	1件のみ○
2階建て	×	1件のみ○
平屋	×	1件のみ○

4. 助成金の額- 1 木質耐火部材等 (第7関係)

(1)、(2)、(3)の区分ごとにア、イを比較し、低い方の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額		
(1) 燃えしろ設計による建築物*	ア	事業申請時に申告する木造又は木造と混構造とする予定の階の床面積の合計 × 13,600円/㎡
	イ	助成金交付申請時に申告する木造又は木造と混構造とした階の床面積の合計 × 13,600円/㎡
(2) その他**	ア	事業申請時に申告する木造又は木造と混構造とする予定の階の床面積の合計 × 11,900円/㎡
	イ	助成金交付申請時に申告する木造又は木造と混構造とした階の床面積の合計 × 11,900円/㎡
(3) *** CLT利用	ア	事業申請時に申告する利用予定のCLTの材積の合計 × 160,000円/㎡
	イ	助成金交付申請時に申告する利用したCLTの材積の合計 × 160,000円/㎡

注 * 木材表面一定寸法に燃えても構造耐力上支障のない厚み(燃えしろ)を確保することで必要な準耐火性能等を満たす建築物

** 木材製品、石膏ボードによる耐火被覆など(1)以外の方法で耐火・準耐火性能等を確保するもの

*** CLTを利用した建物では、(1)又は(2)の床面積による計算方法若しくは(3)のCLTの材積による算定方法を選択することができる (併用することは不可)

4. 助成金の額- 2 JAS構造材 (第7関係)

(1)、(2)、(3)の区分ごとにア、イ、ウを比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

(1) ① 構造用製材 (目視等級区分構造用製材については乾燥処理を施した表示が付されたものに限る) ② 2×4構造用製材 ③ 構造用集成材 ④ 構造用LVL ⑤ 保存処理材 ⑥ 構造用合板 ⑦ 構造用パネル	ア	事業申請時に申告する助成対象階で使用予定の左に掲げる①～⑤の品目のJAS構造材の材積の合計×60,000円/m ³ + ⑥、⑦の品目の調達費の1/2
	イ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用した左に掲げる①～⑤の品目のJAS構造材の材積の合計×60,000円/m ³ + ⑥、⑦の品目の調達費の1/2
	ウ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用した左に掲げる①～⑤の品目のJAS構造材の調達費 + ⑥、⑦の品目の調達費の1/2
(2) CLT	ア	事業申請時に申告する助成対象階で使用予定のCLTの材積の合計×130,000円/m ³
	イ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用したCLTの材積の合計×130,000円/m ³
	ウ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用したCLTの調達費
(3) (1)のJAS構造材と (2)のCLTの併用の場合	ア	(1)のア + (2)のア
	イ	(1)のイ + (2)のイ
	ウ	(1)のウ + (2)のウ

JAS構造材の区分における調達費の算定

調達費を算出する際には、加工費、運搬費、値引きを以下の考えに基づいて按分してください。

(事業のホームページで公開している「調達費算定表」を使用して算出してください。)

- ・加工費、運搬費は、その対象となる木材の材積に対して按分します。
- ・値引き額は、値引き対象となるすべての項目に金額割合で按分します。

加工費、運搬費に計上できる費用は、以下の項目に当てはまる経費となります。

- ・加工費…工場での木材の切削に係る費用になります。
- ・運搬費…助成対象の木材を調達するために必要な運搬費になります。
- ・現地における加工費、施工費は含まれません。

4. 助成金の額- 3 内装材 （第7関係）

ア、イ、ウを比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

内装材 (壁・天井)	ア	事業申請時に申告する内装材利用面積（壁・天井）×11,000円/m ²
	イ	助成金交付申請時に申告する内装材利用面積（壁・天井）×11,000円/m ²
	ウ	助成金交付申請時に申告する内装材（壁・天井）の調達費*
内装材 (床)	ア	事業申請時に申告する内装材利用面積（床）×7,000円/m ²
	イ	助成金交付申請時に申告する内装材利用面積（床）×7,000円/m ²
	ウ	助成金交付申請時に申告する内装材（床）の調達費*
壁・天井と床 を合わせて申 請する場合	ア	内装材（壁・天井）のア＋内装材（床）のア
	イ	内装材（壁・天井）のイ＋内装材（床）のイ
	ウ	内装材（壁・天井）のウ＋内装材（床）のウ

注
* 調達費は、助成対象となる木質化部分に係る下地材、内装仕上げ材の購入価格、工場でプレカットする場合の木材加工費（**現地加工、施工費は含みません。**）及び施工場所までの運搬費の合計となります。

4. 助成金の額- 4 木製サッシ (第7関係)

①、②、③を比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

- ① 事業申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数*に1窓当たり60,000円を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数*に1窓当たり60,000円を乗じた金額
- ③ 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの調達費** × 1 / 2 の金額

注

* 窓数は、建築物の1の開口部に設置する窓一式をもって1と数えることとします。

** 調達費は、助成対象となる窓ガラスの価格を含んだ木製サッシの購入代金及び施工場所までの運搬費の合計をいい、**現地での加工、取付等に係る施工費は含みません。**

4. 助成金の額-上限額（第7関係）

◆助成金の額の上限は、事業の区分ごとに次のとおりとなります。

区分	上限額
1 木質耐火部材等	1棟 の事業に対して 15,000千円 を上限とします ただし、以下の <u>いずれか</u> に該当する場合は、 30,000千円 を上限とします ・建築物の延床面積が 3,000㎡以上 の場合 ・助成対象となる <u>階が最上階から数えて4以上</u> の建築物 (3 内装材、4 木製サッシ を併用する場合も同額とします)
2 JAS構造材	
3 内装材	1棟 の事業に対して 10,000千円 を上限とします
4 木製サッシ	1棟 の事業に対して 1,000千円 を上限とします

※採択した事業の助成予定額の合計が予算額を上回った場合には、個々の都市木材需要拡大事業に係る助成金の額を調整することがあります。

5. スケジュール

主要な申請は2つ

1 事業申請書(事業へのエントリー)＜様式1号＞

受付期間

令和7年7月22日(火)～令和7年8月8日(金)(当日消印有効・持込可)

2 助成金交付申請書(助成金の申請)＜様式6号＞

受付期間 いずれか早い方

事業完了後1か月経過した日 又は 令和7年11月28日(金)まで

ただし、(1)木質耐火部材等又は(2)JAS構造材で4階建て以上の建築物については、令和7年12月10日(水)までとします。

実証するテーマの設定（JAS構造材のみ）

- ・ 第6の(2)JAS構造材に係る助成を受けようとする場合は、事業申請時に、以下のA～Cの中から実証するテーマを選択し、交付申請時に取組結果を報告することを念頭に、自らが行う具体的な取組を設定してください（様式1号－2）。

実証するテーマ

A 地域におけるJAS構造材の調達体制の活用やJAS構造材の利用を通じた地域課題への対応

【取組の例】

- ・ 実証物件の建築にあたり、JAS構造材の生産者等による協議会を通じて地域のJAS構造材を調達する。
- ・ 実証物件の建築にあたり、『もりんく』において「JAS等構造材」を登録している生産者から、地域におけるすべてのJAS構造材を調達する。
- ・ 実証物件の建築にあたり、地域材がこれまであまり使われてこなかった部分に、地元のJAS認証工場から調達した地域材を利用する。

B JAS構造材の利用による地域材の良さの普及

【取組の例】

- ・ 建築主や設計・施工者向けの地域のJAS材を利用した実証物件の見学会等を開催する。
- ・ 実証物件におけるJAS構造材の利用や地域材のPR等についてホームページ等で発信する。

実証するテーマの設定（JAS構造材のみ）

C JAS構造材の利用による設計・施工の合理化

【テーマ設定の背景の例】

- ・低コスト化を図るため、構造性能が明らかな部材を採用し、合理的な設計・施工が行えないか検討している。
- ・鉄骨造を検討していたが、環境負荷が少ない木材を使用したい。

【取組の例】設計

- ・目視等級区分構造用製材を使用することで、無等級製材に比べ、部材の断面を小さく設計することができた。
- ・機械等級区分構造用製材を使用することで、無等級製材に比べ、梁材のスパンを大きく設計することができた。

【取組の例】施工

- ・無等級製材に比べ、寸法の安定性が高いので、精度良く施工することができ、工期の短縮と大工の人工数を削減する効果が見込まれる。
- ・JAS構造材を使用した構造設計によって部材の点数と材積が合理化されたため、調達に必要な材料の低コスト化が見込まれる（見込まれた）。
- ・JAS構造材を用いたことにより、鉄骨造に比べ建物が軽量化されたため、基礎構造を簡略化することができ、低コスト化が見込まれる。

実証するテーマの設定（JAS構造材のみ）

- ・ 交付申請時に、設定した実証テーマの取組成果について報告（様式6号－3）していただきます。
- ・ 取組成果の報告が行われない場合は不採択となりますのでご留意願います。
- ・ 事業申請時に提案した取組と著しく異なる結果の場合は交付決定の可否に影響することがあります。

事業の採択

◆採択に当たっては、次の順に採択します。

- ① (1) 木質耐火部材等 又は (2) JAS構造材 のうち、助成対象となる階が最上階から数えて4以上の建築物
※ (3) 内装材又は (4) 木製サッシの区分を併用する場合を含む
- ② (1) 木質耐火部材等 ※ (3) 内装材又は (4) 木製サッシの区分を併用する場合を含む。
- ③ (3) 内装材 ※ (2) JAS構造材の区分を併用する場合を除く。
- ④ (4) 木製サッシ ※ (2) JAS構造材の区分を併用する場合を除く。
- ⑤ (2) JAS構造材 ※ (3) 内装材又は (4) 木製サッシの区分を併用する場合に限る。
- ⑥ (2) JAS構造材 ※ (3) 内装材又は (4) 木製サッシの区分を併用する場合を除く。

・上記⑤及び⑥の採択に当たっては、P28～29に示した実証するテーマのAからCの順に採択します。

また、各テーマにおいては、建築物木材利用促進協定を締結している者（建築主が協定を締結している場合も含む）、さらにJAS構造材の利用量の多い者から順に採択することとします。

（応募者多数の場合は不採択になる場合があります。）

事業申請書関係(事業へのエントリー)

(1)様式1号、都市木材需要拡大事業に係る**確認及び同意書**(建築主の印があるもの)、

環境負荷低減チェックシート、都市木宣言の3か年目標が確認できる資料、「もりんく」事業者登録を示す資料、※ホームページの印刷物

(2)様式1号の添付付属資料(申請する部材に応じて添付)

① 配置図、平面図、立面図、軸組図、梁伏せ図(助成対象木材の凡例を付け図示したもの)

② 建築確認申請書一式(第一面～第六面)のコピー(正式な受付印のある書類)

③ 工事工程表

④ 製品カタログ(内装材、木製サッシ)

⑤ 申請に係る木材製品等の使用予定量、予定調達費がわかる見積書・木拾い表等

⑥建築工事業又は大工工事業の許可証の写し

⑦ 助成金振込先に関する資料

(3)_1 3棟以上申請する者が提出する資料

①「**クリーンウッド法**」に基づく登録を受けていることがわかる資料

(3)_2 上記(3)_1 ①に加え、次の5つのいずれかの資料

① 公募要領第4の8に基づく様式1号(共同申請)及び安定供給の締結等を示す資料

② 建築物木材利用促進協定の締結を示す資料

③ 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請とわかる資料

④ JAS構造材の供給者が「もりんく」登録者であり、「もりんく」に「JAS等構造材」の製品登録していることがわかる資料

⑤ 炭素貯蔵量の算定資料、建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定をすることの確認(様式1号にてチェック)

(4)様式1号—2 実証するテーマの設定及び取組内容((2)JAS構造材に申請する場合のみ)

事業申請：環境負荷低減チェックシート

様式1号-別添2

環境負荷低減の取組に関するチェックシート

令和 年 月 日

事業実施主体名

以下の環境負荷低減の取組を実施します。

項目 番号	環境負荷低減に向けた取組	チェック欄		
		申請時		報告時
		実施する	該当なし	実施した
(1) 適正な施肥				
①	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐	☒	☐
(2) 適正な防除				
②	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐	☒	☐
(3) エネルギーの節減				
③	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	-	☐
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐	-	☐
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐	-	☐
(4) 悪臭及び害虫の発生防止				
⑥	※肥料・飼料等の製造を行う場合 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	☒	☐
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分				
⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐	-	☐
⑧	資源の再利用を検討	☐	-	☐
(6) 生物多様性への悪影響の防止				
⑨	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐	☐	☐
⑩	※特定事業場である場合 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐	☐	☐
(7) 環境関係法令の遵守等				
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐	-	☐
⑫	関係法令の遵守	☐	-	☐
⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐	-	☐
⑭	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める	☐	☐	☐
⑮	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐	-	☐

事業を開始する際に、「申請時」の欄に、事業実施期間中に実施する旨チェックした上で、事業申請書に併せて提出してください。

すべての項目においてチェックを入れる必要があります。

※対象は、申請者の事務所内や施工現場を含みます。

助成金交付申請の際に、このシートを使用するので、事業申請後も元ファイル（シート）は残しておいてください。

事業申請：実証するテーマの設定及び取組内容（JAS構造材のみ）

様式1号-2

都市木材需要拡大事業（JAS構造材） 実証するテーマの設定及び取組内容

事業実施主体名

建築主

☆建築物木材利用促進協定の締結の有無（建築主が協定を締結している場合も含む）

☐ 有（国との協定） ☐ 有（地方公共団体との協定） ☐ 無

※協定を締結している場合は、協定書の写し又は林野庁ホームページ「建築物木材利用促進協定」の該当部分の写しを添付してください。

1 実証するテーマ

※次の中から実証するテーマを一つ選択してください。

- ☐ A. 地域におけるJAS構造材の調達体制の活用やJAS構造材の利用を通じた地域課題への対応
- ☐ B. JAS構造材の利用による地域材の良さの普及
- ☐ C. JAS構造材の利用による設計・施工の合理化

2 建築物の概要 ※物件の名称、用途、階数、使用するJAS構造材の種類等を記載してください。

物件の名称	
用途	
階数	
使用するJAS構造材の種類	
その他（自由記載）	

3 テーマ設定の背景 ※木材の利用状況、地域の課題等を踏まえて記載してください。

4 取組の内容 ※上記3の課題等を解決するため、自らが行う具体的な取組を記載してください。

建築物木材利用促進協定の締結の有無についてチェックしてください。

協定を締結している場合は、協定書の写し又は林野庁ホームページ「建築物木材利用促進協定」の該当部分の写しを添付してください。

A～Cの中から実証するテーマを選択してください。

選択したテーマに則して、自らが行う具体的な取組及び期待する効果を記載してください。

取組の例についてはP28～29を参照願います。

事業申請：見積書

見積書の例 (表紙と明細を合わせて提出する。)

令和 7年 8月 1日

見 積 書

JAS構造材建設株式会社 御中

下記のとおり御見積もり申し上げます。

物 件 名： 全木連事務所 新築工事
納 期： 別途お打ち合わせ
見積有効期限： 令和6年7月末

株式会社 全木プレカット
埼玉県●●市●●一●
tel 048-●●●●-●●●●

目視等級については乾燥
処理の表示が必要とな
ります。(SD20等)

金 額 ￥ 3,800,000 (税抜)

番号	名称	規格、仕様			数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m³)	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
1	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	
2	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	
3	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	19	※※※	※※※	※※※	
4	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2400	2	※※※	※※※	※※※	
5	柱	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 2700	18	※※※	※※※	※※※	
6	土台	ヒノキ	JAS保存処理製材/k4	105 × 105 × 3050	50	※※※	※※※	※※※	
7	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	
8	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	
9	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	
10	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	
11	大引き	ヒノキ	製材/無等級	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
12	大引き	ヒノキ	機械等級製材/E90	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
88	鉛直構面	ラージ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	
89	鉛直構面	ラージ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	
90	プレカット基本料				1式	※※※	※※※	※※※	
91	構造材プレカット費				12	※※※	※※※	※※※	
92	羽柄材プレカット費				13	※※※	※※※	※※※	
93	送料				1式	※※※	※※※	※※※	
94	値引き					※※※	※※※	※※※	
合 計							※※※	※※※	

樹種を明記する。
SPF、RW、WW
等でも可

JAS保存処理製材について
は性能区分が必要とな
ります。(K4等)

・ JASであること、JASの等
級を明示してください。
・ 備考欄に記入でも可。

- 【記入必須項目】
- ☆部位
 - ☆樹種
 - ☆階数
 - ☆JASの区分
 - ☆JASの等級
 - ☆寸法
 - ☆数量
 - ☆金額
 - ☆材積

事業申請：提出図面の凡例（木質耐火部材等、内装材、木製サッシ）

■凡例マーカー

凡例マーカーは、図面の種類ごとに下記のものとしてください。

※対象が判別できれば良いので、必ずしも下記のとおりでなくても構いません。

適用	凡例マーカーの例	部位	作図方法
平面図		柱材等（耐火部材等）	該当する柱材等を丸で囲う。
		内装材（床）	該当する面積をハッチングで描く。
		内装材（壁）	壁の表裏面に描く。
梁伏図 土台伏図 軸組図		梁、土台、柱材等（耐火部材等）	梁、土台、柱材等に着色する。
立面図、展開図		サッシ、内装材	該当する面積をハッチングで描く。

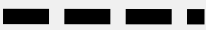
■材料名の表記

- ・材料名は種類や製品名が分かるように記載してください。

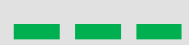
事業申請：提出図面の凡例（JAS構造材）

■凡例マーカー

凡例マーカーは、**図面の種類ごと**に下記のものとしてください。
※対象が判別できれば良いので、必ずしも下記のとおりでなくても構いません

適用	凡例マーカーの例	部位	作図方法
平面図		柱材等	該当する柱材等を丸で囲う。
		CLT壁等	CLT壁等に着色する。
		構造用合板等	壁の表裏面に描く。
梁伏図 土台伏図 軸組図		梁、土台等	梁や土台等に着色する。
		構造用合板等 CLT床・壁等	面材平面をハッチングで描く。
		構造用合板等	軸組図の場合、壁・水平構面の表裏面に描く。

凡例の色分けは、**物件ごと、JASの種類ごと**に統一した色としてください。

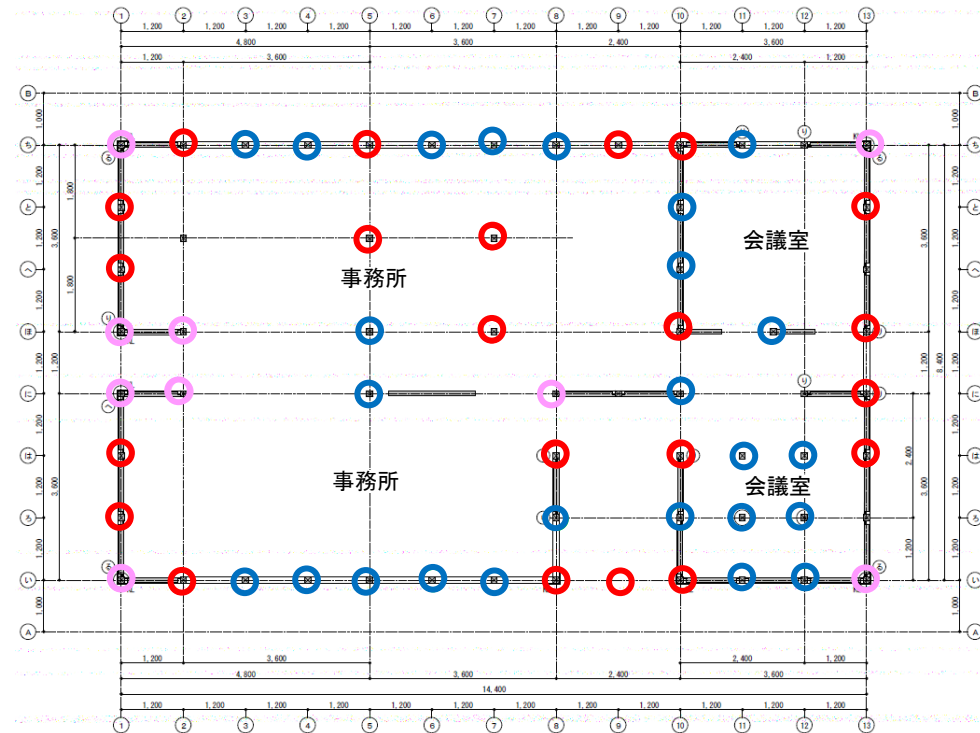
色の種類	JAS構造材	色の種類	JAS構造材
 	機械等級製材	 	構造用LVL
 	目視等級製材	 	CLT
 	2×4製材	 	構造用合板
 	構造用集成材	 	構造用パネル

■材料名の表記

- ・材料名はJASの種類が分かるように記載してください。
例) JAS構造材：機械等級製材スギE70
- ・目視等級製材は、乾燥処理の種類を記入してください。

事業申請：提出図面・平面図の場合

- JAS構造材：機械等級製材 ヒノキE90
- JAS構造材：目視等級製材 ヒノキ甲種1級 SD20
- JAS構造材：構造用集成材 オウシュウアカマツE120-F330
スギE65-225



--- JAS構造材：構造用パネル

▨ JAS構造材：構造用合板

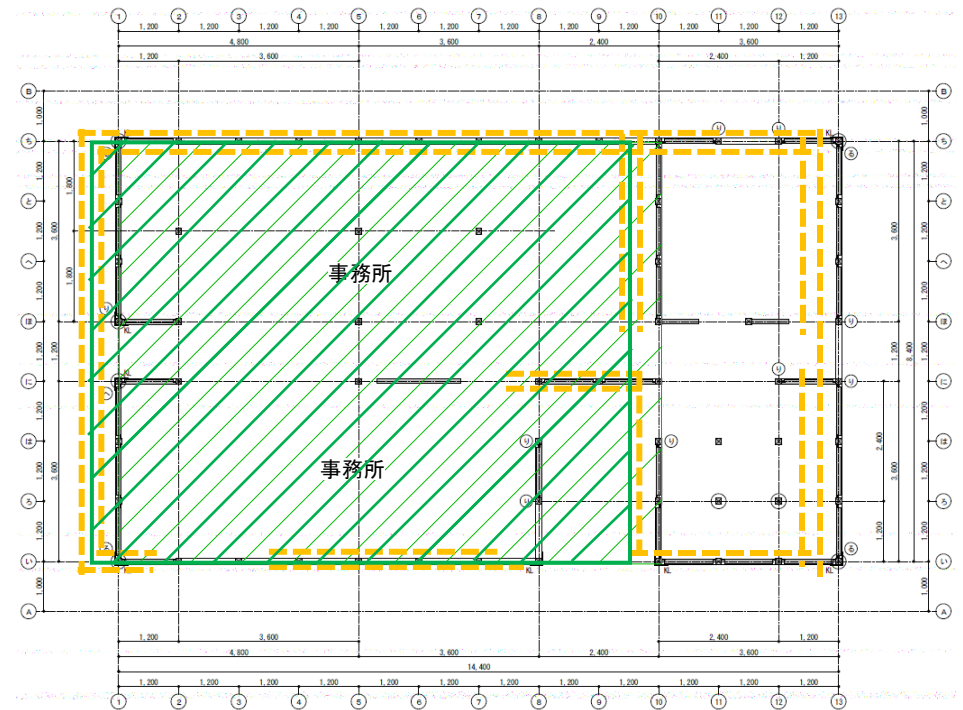


図 軸組構法等の平面図の例

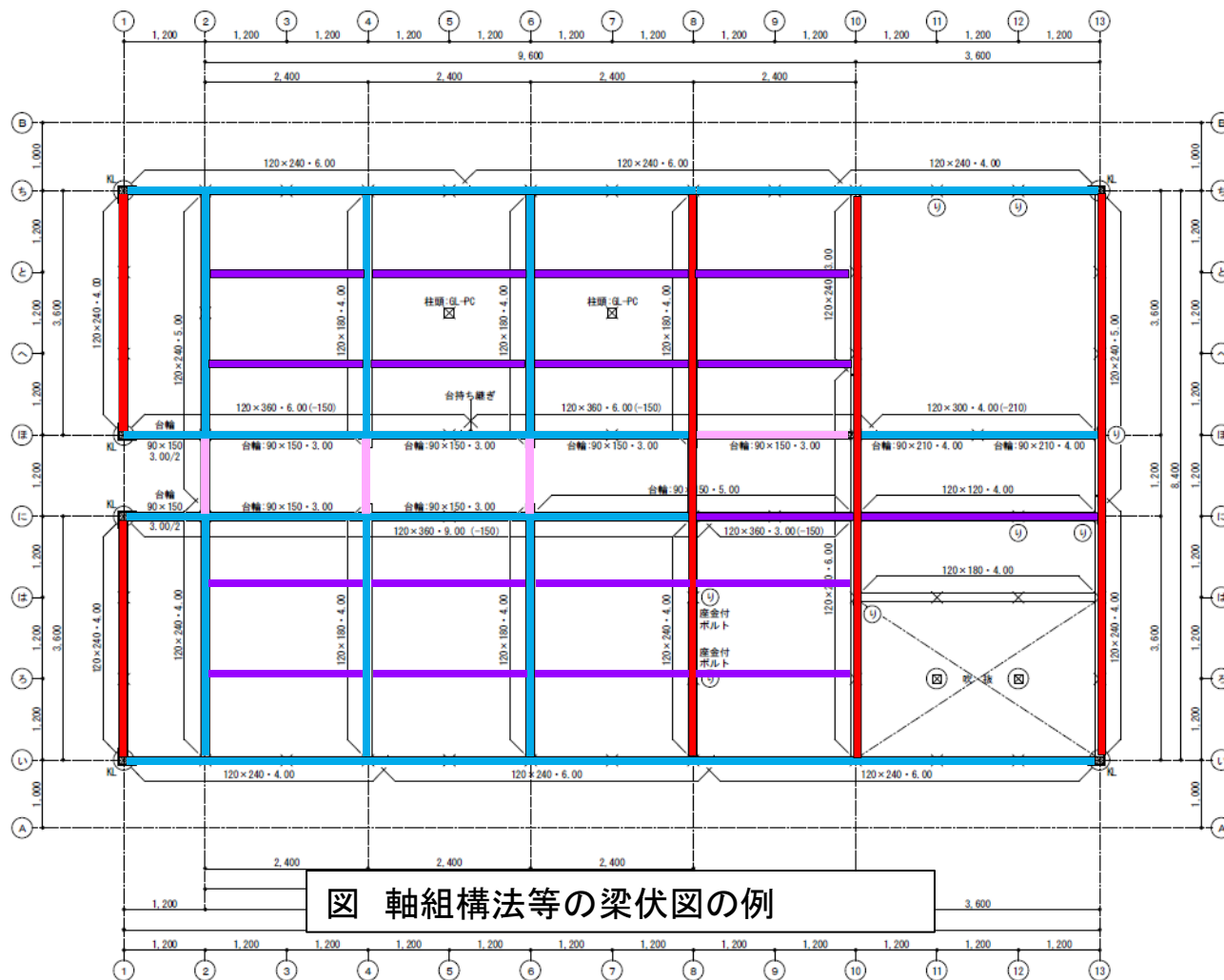
事業申請：提出図面（伏せ図の場合）

■ JAS構造材：機械等級製材 ヒノキE90

■ JAS構造材：スギ集成材E105-F255

■ JAS構造材：目視等級製材 ヒノキ1級 SD20

■ JAS構造材：カラマツ構造用LVL 140E



助成金交付申請書関係(助成金の申請)

- (1) 様式6号、様式6号-2、様式6号-3
- (2) 様式6号の添付付属資料(申請する部材に応じて添付)
 - ① 助成対象に係る部材等の領収書又は請求書、及び明細書
 - ② 工事記録写真
 - ③ 公募を開始した日以降に着工(調達)されたと判別することができる書類
 - ④ 事業採択通知書の日付前に助成対象の建て方が完了していないことの証明(工程表)
 - ⑤ 助成対象に係る部材がクリーンウッド法に基づき合法であることを証明できる資料
 - ⑥ 確認済証の写し
 - ⑦ 木拾い表、配置図、平面図、立面図、軸組図、梁伏せ図(助成対象木材が判るよう記載・図示)
(事業申請時から変更があった場合は明記すること)
 - ⑧ 建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を示す書面(JAS構造材、JAS構造材以外で3棟以上申請した者)
 - ⑨ 国産木材活用住宅ラベルの写し(該当建築物のみ)
 - ⑩ 環境負荷低減のチェックシート(事業申請時に提出したシートについて、記載された各取組を事業実施期間中に実施した旨をチェックしたもの)

助成金交付申請:環境負荷低減チェックシート

様式1号-別添2

環境負荷低減の取組に関するチェックシート

令和 年 月 日

事業実施主体名 _____

以下の環境負荷低減の取組を実施します。

項目 番号	環境負荷低減に向けた取組	チェック欄		
		申請時		報告時
		実施する	該当なし	実施した
(1) 適正な施肥				
①	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐	☒	☐
(2) 適正な防除				
②	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐	☒	☐
(3) エネルギーの節減				
③	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	-	☐
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐	-	☐
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐	-	☐
(4) 悪臭及び害虫の発生防止				
⑥	※肥料・飼料等の製造を行う場合 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	☒	☐
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分				
⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐	-	☐
⑧	資源の再利用を検討	☐	-	☐
(6) 生物多様性への悪影響の防止				
⑨	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐	☐	☐
⑩	※特定事業場である場合 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐	☐	☐
(7) 環境関係法令の遵守等				
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐	-	☐
⑫	関係法令の遵守	☐	-	☐
⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐	-	☐
⑭	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める	☐	☐	☐
⑮	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐	-	☐

事業申請時に提出したチェックシートの「報告時」の欄に、事業実施期間中に実施した旨チェックした上で、助成金交付申請書に併せて提出してください。

事業申請の際に使用したファイル（シート）を利用してください。

※「申請時」の欄にもチェックが入っていないかもしれません。

すべての項目においてチェックを入れる必要があります。

※対象は、申請者の事務所内や施工現場を含みます。

助成金交付申請：国産木材活用住宅ラベルの写し（JAS構造材のみ）

国産木材活用住宅ラベル



JAPAN
WOOD
LABEL

カーボンニュートラルや花粉症対策に貢献しています。

〇〇産材の家

国産木材活用レベル	スギの使用量
Level 3 ★★★	約〇〇本分

	住宅の炭素貯蔵量 (二酸化炭素換算)	木材全体の 貯蔵量	〇〇 t-CO ₂
	木材の使用により、次の量 の炭素を貯蔵しています。	国産木材 のみの貯蔵量	〇〇 t-CO ₂

備考：

本住宅は第三者機関により適切に管理されていると認められた森林で産出された国産木材を活用しています。
本住宅は第三者機関により適切に管理されていると認めら



水や森林に関する
取り組みについてはこちら

木材の炭素貯蔵
についてはこちら

建築物名：〇〇邸 / 住宅生産者名：〇〇工務店
表示年月日：2024.〇.〇

国産木材活用住宅ラベル協会の
ガイドラインに基づき表示

（２）JAS構造材の区分の物件であって、建築物の確認申請書における用途番号が下記の場合は、左図の国産木材活用住宅ラベルの写しを提出してください。

詳しくはURL (<https://kokusanmokuzai.jp/index.html>)を参照してください。

- ・ 08010 一戸建ての住宅（４階以上）
- ・ 08020 長屋
- ・ 08030 共同住宅
- ・ 08040 寄宿舍
- ・ 08050 下宿
- ・ 08060 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（４階以上）

助成金交付申請：注文書・請求書

請求書の例 （表紙と明細を合わせて提出する。）

令和 7年 8月 1日

請 求 書 （注文書も同様に）

JAS構造材建設株式会社 御中

下記のとおりご請求申し上げます。

物 件 名：全木連事務所 新築工事
支 払 期 限：翌月末

株式会社 全木プレカット
埼玉県●●市●●●●●●
tel 048-●●●●-●●●●

目視等級については乾燥
処理の表示が必要となり
ます。（SD20等）

金 額 ￥ 3,800,000 （税抜）

樹種を明記する。
SPF、RW、WW
等でも可

JAS保存処理製材について
は性能区分が必要とな
ります。（K4等）

- 【記入必須項目】
- ☆部位
 - ☆樹種
 - ☆階数
 - ☆JASの区分
 - ☆JASの等級
 - ☆寸法
 - ☆数量
 - ☆金額
 - ☆材積

番号	名称	規格、仕様			数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m³)	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
1	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	
2	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	
3	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2950	19	※※※	※※※	※※※	
4	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2400	2	※※※	※※※	※※※	
5	柱	ヒノキ	JAS目視等級製材／1級SD20	105 × 105 × 2700	18	※※※	※※※	※※※	
6	土台	ヒノキ	JAS保存処理製材／k4	105 × 105 × 3050	50	※※※	※※※	※※※	
7	梁	スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	
8	梁	スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	
9	梁	スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	
10	梁	スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	
11	大引き	ヒノキ	製材／無等級	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
88	鉛直構面	ラージ	JAS構造用合板／特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	
89	鉛直構面	ラージ	JAS構造用合板／特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	
90	プレカット基本料				1式	※※※	※※※	※※※	
91	構造材プレカット費				12	※※※	※※※	※※※	
92	羽柄材プレカット費				15	※※※	※※※	※※※	
93	送料				1式	※※※	※※※	※※※	
94	値引き					※※※	※※※	※※※	
合 計							※※※	※※※	

・ JASであること、JASの等
級を明示してください。
・ 備考欄に記入でも可。

6. 木材の調達の留意点

●木材調達時における留意点(合法伐採木材の証明方法)

交付申請時に、合法伐採木材の証明書を提出しなければならないため、調達時に合法性が確認できるものであるかについて確認が必要です。

合法性を確認するためには、施工者や納入業者が、クリーンウッド法の登録業者等である必要があります。

○本事業におけるクリーンウッド法の登録業者等とは……

本事業では、以下のいずれかの登録や認定を受けた業者の確認を行いますので発注先にご確認ください。

① クリーンウッド登録木材関連事業者

登録事業者等の情報は、合法伐採木材等に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」で確認できます。 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/jigyousha.html>

② CoC認証制度の認証事業者

森林認証制度に関する情報は下記より確認できます。

https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php

③ 森林・林業・木材産業関係団体の認定事業者

関係団体が森林事業者等から調達者等の事業者に至るまでの各事業者に対し、合法性、持続可能性への取り組みを認定したものです。下記の合法木材ナビで確認できます。

https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php

④ 都道府県による森林、木材等の認証制度に係る事業者

都道府県による森林、木材等の認証制度は下記より確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/brochure-r7-05.pdf>

⑤ 証明として活用できる情報を認証する団体の認定事業者

認証団体は下記より確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/brochure-r7-06.pdf>

6. 木材の調達の留意点

○合法性が確認できる条件

合法性が確認できる場合は以下のとおりです。

- ① 施工者(申請者)がクリーンウッド法の登録業者等の場合(図1)
- ② 登録事業者から施工者(現場)へ直に木材が納品される場合(図2-1、図2-2)
ただし、交付申請時に、登録番号等が記載された納品書等が必要となります。
図2-2のように受発注先の業者が登録事業者でなくとも、納入業者が登録事業者であれば問題ありません。
- ③ 木製サッシの場合、①及び②の場合に加えて、図3のように、木製サッシの原料(木材)を登録事業者から調達している木製サッシ製造者から木製サッシを供給される場合

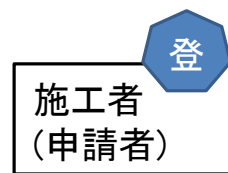


図1. 施工者が登録業者

→○

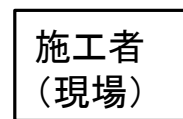


図2-1. 登録事業者から直に納品される場合その1

→○

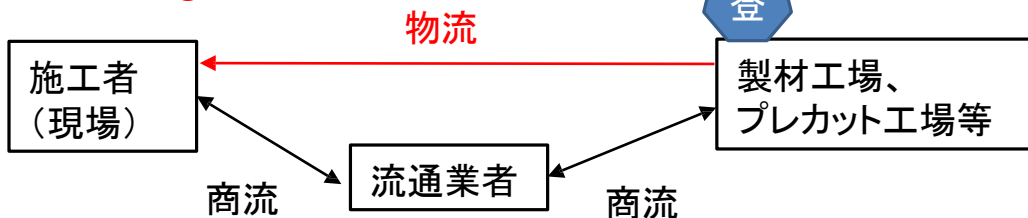


図2-2. 登録事業者から直に納品される場合その2

→○

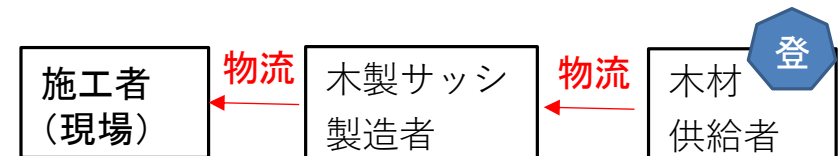
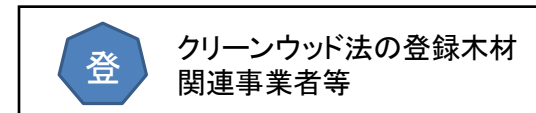


図3. 登録事業者から原料(木材)を調達している
木製サッシ製造者から納品される場合

→○



6. 木材の調達の留意点

× 合法性が確認できない場合

合法性が確認できない場合は、**施工者(申請者)が登録事業者でなく、且つ登録事業者等から直に木材納品されない場合**です。

- ① 図4のとおり製材工場、プレカット工場等が登録事業者であっても、施工者(申請者)や流通業者等が登録業者等ではない場合は、合法性が確認できません。
- ② 図5のとおり流通業者が登録事業者であっても、製材工場、プレカット工場等が登録事業者ではないので、合法性が確認できません。

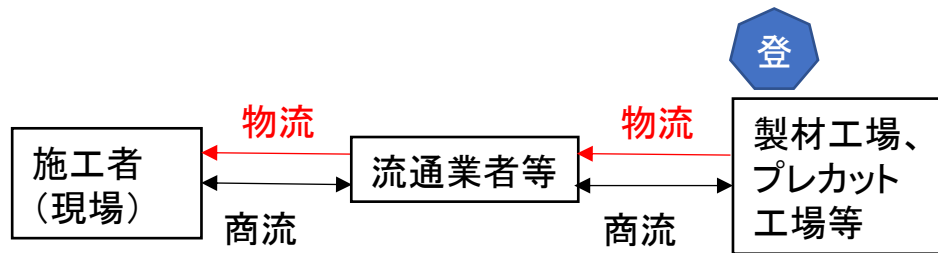


図4. 登録事業者から直に納品されない場合その1

→ ×

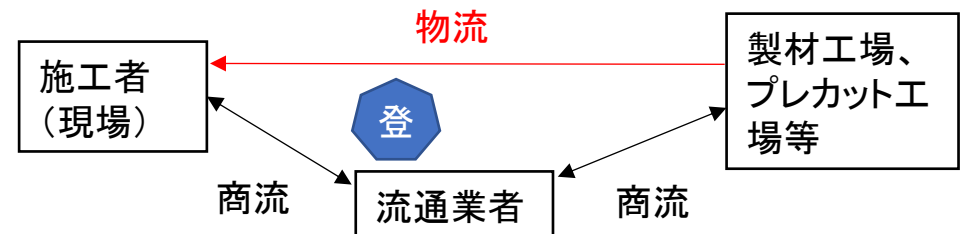


図5. 登録事業者から直に納品されない場合その2

→ ×



クリーンウッド法の登録木材
関連事業者等

7. 施工写真の撮影の留意点

※写真撮影は「木質耐火部材等」「JAS構造材」「内装材」「木製サッシ」全助成対象に対して必要です

■写真撮影(※詳しくは「写真撮影の手引き」を参照してください。)

① 工事着手時の写真

- ・「木質耐火部材等」の場合に必要。
- ・写真撮影の手引きに従って必要事項を記入した黒板と一緒に撮影する。

※黒板は撮影時に事実どおりの情報が記録され、改ざんできない形式のものに限る(後付け不可)

※写真により確認できない部材は助成できない場合があります。



工事着手時の写真の例

② 荷受け検収写真

材料を現場に荷受けした際の写真
検収ごと(トラックでの搬入の場合はトラックごと)に撮影



荷受け検収写真の例

7. 施工写真の撮影の留意点

③ 施工写真

助成対象木材の写真撮影

- ・JAS構造材の種類ごと、部材種ごと(柱、梁、壁、床等)に撮影する。
- ・対象部材とその配置関係が分かるように引いて撮った写真、JASマークの印字が判別できるようにアップで撮った写真を撮影する。
- ・写真撮影の手引きに従って必要事項を記入した黒板と一緒に撮影する。

※黒板は撮影時に事実どおりの情報が記録され、改ざんできない形式のものに限る(後付け不可)

留意点

写真により確認できない部材は助成できない場合があります。

その場合、JAS製品であることの証明書が必要となります

工事名は、事業申請書の物件の名称としてください。

JASマークの写真は「JAS構造材」及び「木質耐火部材等」のうち「燃えしろ耐火部材」が助成対象の場合に限り必要となります。



引いて撮った写真



アップで撮った写真

7. 施工写真の撮影の留意点

④ 内観写真

- ・助成階の建て方完了時の写真。
- ・階ごとに全体が判るように撮影する。
- ・JASマークもできるだけ写るようにする。

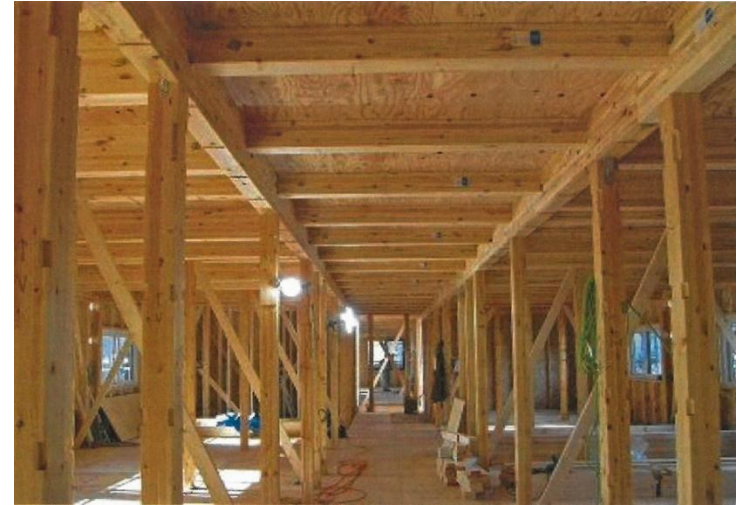


写真 内観写真の例

⑤ 外観写真

- ・建物全体の建て方完了時の写真。
- ・異なるアングルで全体を2枚以上撮影する。
- ・黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影する。



写真 外観写真の例

7. 施工写真の撮影の留意点

■JASマーク撮影の例

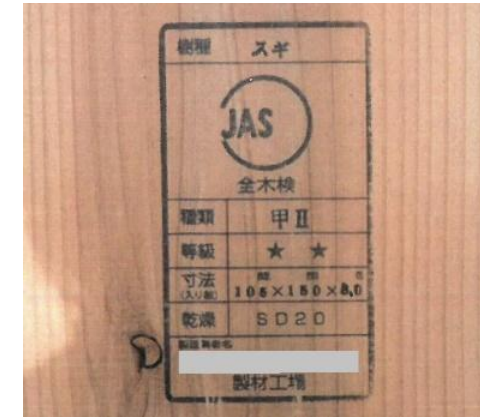
① 機械等級区分構造用製材



③ 構造用集成材



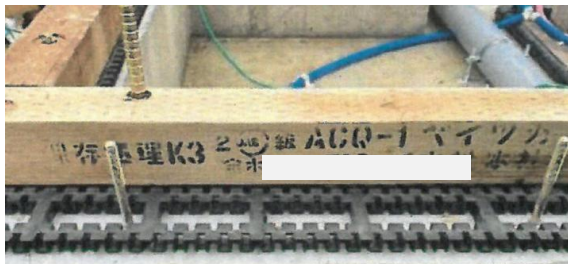
⑤ 目視等級区分構造用製材



② 枠組壁工法構造用製材



④ 保存処理材



⑥ 構造用合板



※等級の表示(E70など)があってもJAS製品ではない場合がありますのでご注意ください。

※引いて撮った写真も必要です。

※海外機関が認証したJAS以外の認定材も対象外となります。

※JASと同等の性能があってもJAS以外は対象外となります。

JAS製品であることの証明書

様式第6号 別添3

令和 年 月 日

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名 _____
 住 所 _____
 代表者役職名 _____
 氏名 _____

当社が供給した下記の木材は、JAS製品であることを証明いたします。

事業番号	
申請者名	

[illegible]

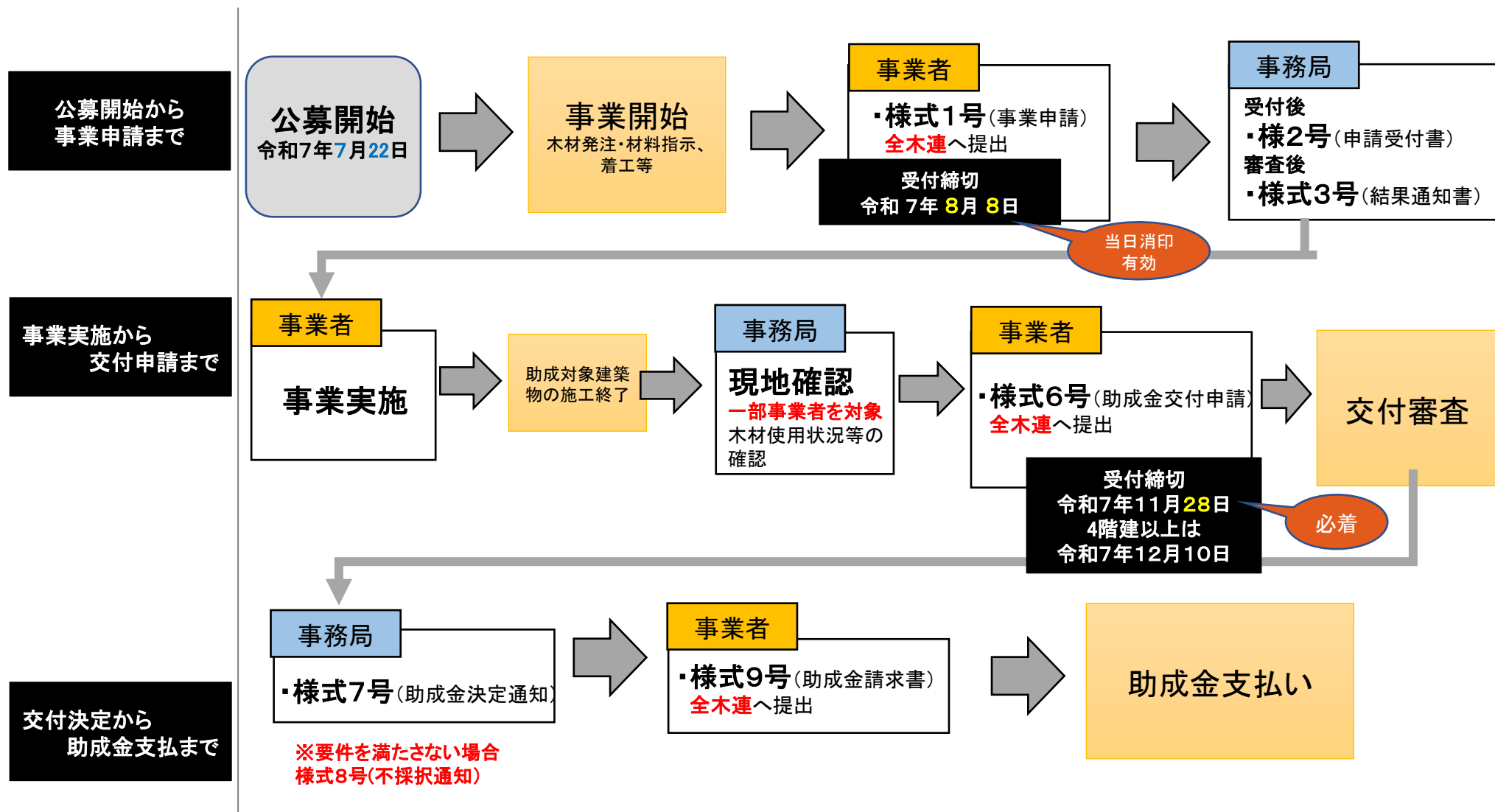
※記入例：「別添納品書のNo.4」、「別添出荷証明書のCLT材の全て」など

- ・JAS構造材を供給した業者が証明します。
- ・JAS構造材の種類とJASの認定を受けた製造業者名を記入してください。
- ・納品書等との関係が判るように
該当項目や明細に記載された通し番号等を記入してください。

※写真またはJAS製品であることの証明書によってJAS構造材が使われたことが確認できない木材は、助成できません。

申請の流れ

スケジュール



事務局からのお願い

- 審査が円滑にできるよう、申請に必要な**書類**は公募要領やチェックリストで確認し、**すべて揃えて提出**いただくようお願いいたします。
また、資料の内容に不備、漏れのないようにしてください。
- 審査において提出書類の複写やPDF化をしますので、**ホチキス止め、インデックスの貼布、両面印刷等はしない**でください。
- **図面は、A3サイズ**により提出してください。

必ず公募要領をお読みください。

お問合せはメールでお願いします。
info@toshimokuzai.jp

申請書の提出先

〒107-0052

東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル3F

一般社団法人 全国木材組合連合会
都市木材需要拡大事業事務局

詳細はウェブサイトにて

<https://toshimokuzai.jp/>



最新情報をメールニュースにて受信できます。
(QRコードから空メールを送信にて登録)



全木連補助事業 事務局
info@toshimokuzai.jp



木材で街づくり @toshimokuzai